

宮城県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による本措置請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果を次のとおり公表する。

平成18年5月2日

宮城県監査委員 阿部 徹
宮城県監査委員 谷地森 涼子

第1 請求のあった日
平成18年2月20日

第2 請求人
仙台市青葉区中央四丁目3-28 朝市ビル3階宮城地域自治研究所内
仙台市民オンブズマン 代表 坂野 智憲
弁護士 菊地 修
弁護士 宇都 彰浩
弁護士 宇都 いずみ
弁護士 吉田 大輔

第3 措置請求の内容

できるかぎり措置請求書の原文に即して記載する。

1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第13項及び第14項、宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例（平成16年宮城県条例第38号。以下「政務調査費条例」という。）に基づき、宮城県議会の各会派に対して交付される政務調査費（議員一人当たり月額金35万円）は、法第232条の2に定める補助金であり、公益上必要がある場合にのみ支出がなされるべきものである。

また、政務調査費の用途は、宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例施行規程（平成16年宮城県議会訓令甲第3号。以下「施行規程」という。）による用途基準に定めるものに限定される。しかるに、平成16年度における宮城県議会各会派の政務調査費の支出には、政党の政治活動や選挙活動、議員の後援会活動、議員個人の私的な活動に関する費用に充てられた違法・不当な支出が多数含まれている。

2 施行規程は、次のとおり違法・無効なものである。

(1) 政務調査費条例は、法第100条第13項及び第14項の当該支出が真に政務調

査費のために支出されたものかどうかをチェックし、もって自治体財政の透明性を図るという趣旨に則って解釈されなければならない。宮城県議会議長(以下「議長」という。)は、法第100条第14項及び政務調査費条例の趣旨に則って施行規程を制定しなければならない、その趣旨に反する施行規程は違法、無効となる。

- (2) 政務調査費にかかる支出は実費のみが認められるのが大原則である。したがって政務調査費条例第13条第2項の議長が別に定める方法(以下「簡便計算方法」という。)とは限りなく実費精算に近い方法でなければならない。しかし、議長が定めた県内旅費についての簡便計算方法は、議員の自家用車関係経費(車の購入費・タイヤ・車検代・諸税・自賠責保険・任意保険料等)を政務調査費でまかなうことができるとの考え方に立ち、移動距離1kmあたり単価を90円とした。また、高速料金・駐車料金を1日あたり4,000円支給できるとするものである(事実証明書1)。

これは、「政務調査活動に自動車を使う際の費用は、交通費として考えるべきである。したがって、政務調査費で、支出できるのは、燃料費及び有料道路通行料、駐車料金等の実費のみであり、その他の維持管理に要する費用に支出することは適当ではない」とする、全国都道府県議会議長会の考え方(事実証明書2)に反するものである。簡便計算方法によって支給される旅費の日額は、実例に基づく請求人の試算によれば、実費精算の3.2倍~1052倍というとんでもない金額となっている。県内旅費の簡便計算方法と県条例(1km37円)による旅費支給額の比較(事実証明書30)により、簡便計算方法による支給額の方が1人当たり平均1,823,346円多いことが分かった。このような金額が「議員の調査研究に資するため必要な経費」の範疇を著しく逸脱するものであることは明らかであるから、簡便計算方法は、法及び政務調査費条例に違反し違法、無効である。したがって、簡便計算方法により旅費の支払いをなした議員は、実費分を超える部分について不当利得として県に返還すべき義務がある。

- (3) 施行規程第7条第5項及び様式第13号の規定によれば支払証明書に記載すべき事項が不十分であり、政務調査費条例第13条第7項が「領収書その他の証拠書類」を原則として添付すべきこととしている趣旨を全うしていない。したがって、施行規程の当該規定は法及び政務調査費条例に違反する違法、無効なものである。そして領収書などの添付を要件としたのは、当該支出が真に政務調査のためになされたかを確認するためであり、領収書などの添付のない支出は政務調査のための支出とは認められないから、当該支出については議員は不当利得として県に返還しなければならない。

3 次の政務調査費の支出は、違法・不当なもの又はその疑いが強いものである。

- (1) 移動距離が短い旅行の旅費(事実証明書3~8)

およそ常識では考えられない支出を平然と行っている例が数多く見られる。

- (2) 地域の行事への儀礼的な出席に係る旅費(事実証明書9~13)

入学式、卒業式、夏まつり、新年会等々の地域の行事、セレモニーへの儀礼的な出席が「政務調査」の名に値しないことは明瞭である。こうした違法・不当な支出を平然と行っている例も数多く見られる。

- (3) 高校野球甲子園大会応援に係る旅費（事実証明書 14～16）
自分の選挙区内の高校を応援するために甲子園に行くことは勝手だが、その費用を政務調査費から支出している。
- (4) 2日続きの往復旅費と宿泊費（事実証明書 17）
2日続けて仙台往復の旅費の支給を受けた上に、宿泊費の支給も受けるという明らかに違法・不当な支出がある。宿泊は14日におよび、いずれも違法・不当な支出の疑いが強い。
- (5) 国会議員等の後援会参加費（事実証明書 18）
国会議員、県会議員、市会議員の後援会の参加費を会議費から支出しているが、これも明らかに違法・不当な支出である。
- (6) 3議員共同の「仙台宿泊所」の経費（事実証明書 19）
3人の議員は共同で「仙台宿泊所」を借りている。家賃、水光熱費を含めて年間の総費用を3等分した金額を政務調査費の事務所費から支出している。「仙台宿泊所」は、政務調査以外の目的にも使用されていることは明らかであるから、全額を政務調査費から支出した行為は明らかに違法・不当なものというべきである。
- (7) 36人の議員に係る事務所費、事務費又は人件費（事実証明書 20、29（事実証明書 29は追加提出））
事務所費、事務費、人件費は、事務所での活動が、議員活動、後援会活動、政党活動、政務調査活動等、多岐にわたっていることに鑑みれば、按分によって支出することには合理的な理由がある。しかるに、多数の議員が、その全てあるいは一部について確たる根拠もなく全額を政務調査費から支出している。これまた、明らかに違法・不当な支出というべきである。
- (8) 書籍の購入費（事実証明書 21～23）
「辻邦生全集」の購入については首をかしげざるを得ない。「ゼンリン住宅地図」の購入は、政務調査というよりは、他の目的のための購入と見るべきである。また、出版社への10万円の支払は、『スローフードなみやぎ』の代金と思われる。この本は定価（税込）が1,500円であるから、おそらく相当部数をまとめて買ったものの代金であろう。そうだとすると、1冊分以外の支払は、違法・不当なものとなる。
- (9) 県政報告会、県政報告紙関係の経費（事実証明書 24、25）
県政報告会関係の経費を按分率2分の1で広報費から支出しているが、第9回県政報告会分は、領収書通りの支出、即ち100%の支出となっており、半額は違法・不当な支出である。もし、県政報告会の主催団体が、後援会もしくは政治団体であれば、全額が違法・不当な支出となる。
県政報告関係の経費を広報費から支出しているが、言うまでもなく、この種の報告は、後援会メンバーを対象として行われるのが通例である。したがって文書の作成代、案内状の送料の全額を政務調査費から支出するのは妥当ではない。按分(1/2)で支出するのが筋であろう。したがって、支出額の半額は違法・不当な支出というべきである。県政報告紙の作成者が後援会であれば、全額が違法・不当な支出となる。つけ加えれば、切手代の領収書を県政報告郵送料の証拠として添付しているが、これが郵送の事実を裏づける証拠とならないことは明らかである。

(10) 資料作成費として支出された議会活動報告書作成経費（事実証明書26）

議会活動報告書の印刷・製本代が資料作成費として計上されているが、そもそも資料作成費は、「会派又は議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費」に充てるものであるから、この費目からの支出は妥当ではなく、違法・不当な支出といわざるを得ない。よしんば広報費から支出したとしても、領収書の宛先が「後援会事務局」となっていることからわかるように、この報告書は後援会員等に配布するために作成されたものであり、本来は全額を後援会経費から支出すべきものである。百歩譲って、政務調査費からの支出が認められるとしても、全額の計上は明らかに違法・不当なものというべきである。

4 議会の会議出席に係る費用弁償が支給される日に政務調査費の旅費を支出することは「想定外」であるのに、27人(42.9%)もの議員が費用弁償と旅費のダブル支給を受けている。違法・不当性を言う以前に、こうした議員の公金処理についての鈍感さにはあきれて物も言えない。27人の議員には即刻自主的に返還することを、強く求めたい。(実名を摘示した2人の議員について事実証明書27、28)

5 以上の事実から明らかなように、平成16年度政務調査費の違法ないし不当な支出は、全費目にわたり、かつ膨大な額にのぼる。

よって、監査委員が全ての会派の全ての費目について厳正な監査を行い、違法ないし不当な政務調査費相当額について、宮城県知事に対し、違法ないし不当な支出のあった会派から宮城県に返還を求め、あるいは違法・不当な支出を可能にした施行規程を制定した議長に損害賠償請求を求め、必要な措置をとるよう勧告することを求める。

また、宮城県議会が、適正な支出が担保できるよう政務調査費条例、施行規程を改正するまでの間、宮城県知事が平成18年度以降の政務調査費の執行を停止するよう勧告することを求める。

第4 監査委員の除斥及び請求の受理等

1 菊地浩監査委員及び藤原範典監査委員については、法第199条の2の規定により除斥した。

2 議会の会派又は無会派議員(以下「会派等」という。)に交付された政務調査費は、知事の管理を離れ、公金に該当しないことから、会派等による政務調査費の支出は、法第242条第1項の「公金の支出」に該当しない。したがって、本件請求は、会派等による政務調査費の支出に違法なものがあり、知事に返還請求権が発生しているにもかかわらず、これを行使しないという「財産の管理を怠る事実」について監査及び措置を請求しているものとして、次の3に記載するものを除き、受理することとした。

3 請求人は、「全ての会派の全ての費目」について監査を求めているが、第5-1-(1)から(3)までに掲げる監査対象事項以外のものは、監査請求の対象が特定の政務調査費の支出であることを監査委員が認識することができる程度に摘示されているとは認められない。

また、請求人は、宮城県議会が、適正な支出が担保できるよう政務調査費条例、施行規程を改正するまでの間、知事が平成18年度以降の政務調査費の執行を停止する

よう求めている。しかし、会派等による政務調査費の支出が法第242条第1項の「公金の支出」に該当しないこと、本件請求が「怠る事実」に係る請求であることから、同項の規定により請求することができる措置は「当該怠る事実を改め、又は当該怠る事実によって県のこうむった損害を補填するために必要な措置」に限られ、予算の執行を停止することは、これに該当しない。

以上のことから、監査対象事項以外の政務調査費の支出に係る監査の請求及び政務調査費の執行停止に係る措置の請求は、不適法なものであるから、これを却下する。

第5 監査の実施

1 監査の対象事項

請求人が摘示している、会派等による平成16年度政務調査費の支出が違法なものであり、知事に返還請求権が発生しており、その結果、知事に「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」が存するかどうかについて監査を行うこととし、その対象は次のとおりとした。

- (1) 簡便計算方法による旅費の支出及び支払証明書のみが添付され、領収書その他の証拠書類の写しが添付されていない政務調査費の支出（以下「監査対象事項1」という。）
- (2) 第3-3に掲げる政務調査費の支出で議員の氏名及び支出の内容が摘示されているもの（以下「監査対象事項2」という。）
- (3) 第3-4に掲げる政務調査費の旅費の支出（以下「監査対象事項3」という。）

2 監査対象箇所等

知事の補助執行者として平成16年度政務調査費の会派等への交付の事務を行った議会事務局を監査対象箇所とした。

また、施行規程を制定し、かつ、政務調査費条例第15条の規定により平成16年度政務調査費に係る収支報告書の写しを知事に送付し、平成16年度政務調査費に係る収支報告書、実績報告書、領収書その他の証拠書類の写し、支払証明書等を保有する、議長（議会事務局）について、調査を行った。

3 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき平成18年3月7日に実施した請求人による証拠の提出及び陳述において、証拠（事実証明書29及び30）の追加提出があり、措置請求書を補足する陳述が行われた。

第6 監査の結果

1 事実関係の確認

書類調査により、次の事項を確認した。

- (1) 平成16年度政務調査費の交付及び収支報告の状況
このことについては、別表第1のとおりであることを確認した。
民主フォーラム、社民党県議団及び無会派百足健一議員は、交付額を超える支出

額を報告していることが認められた。

政務調査費条例第13条第1項は、「政務調査費に係る支出」について報告すべき旨を規定しているものであり、政務調査費とは知事から交付を受けた金銭をいうのであるから、交付額を超える支出は、あり得ないものである。したがって、この3会派等の支出額、領収書等には、政務調査費以外の金銭が含まれていることが判明した。

(2) 監査対象事項2の特定

このことについては、別表第2のとおりであることを確認した。

(3) 監査対象事項3の特定

このことについては、次のとおりであることを確認した。

イ 費用弁償が支給された日に政務調査費の旅費を支出していた議員は、29人であった。

ロ 上記の29人のうち、政務調査の目的地が県外であり、政務調査費の旅費を施行規程別表第2の規定に基づき、県議会議員の報酬等に関する条例（平成12年宮城県条例第95号。以下「報酬等条例」という。）第6条第2項の規定により計算したもののみを支出していた議員が4人あった。

ハ 上記の29人のほか、議会の会議を欠席し、費用弁償の支給を受けずに政務調査費の旅費を支出していた議員が2人あった。

以上のことから、請求人のいう27人の議員のうち、実名を摘示している2人の議員以外の議員については、特定することができなかった。

2 議長に対する調査

次の事項について、議長に対し文書による調査を行い、回答を得た。以下についても、できるかぎり回答書の原文に即して記載する。

(1) 施行規程の違法性について

イ 第3-2-(1)に関する見解

政務調査費は、従来、法第232条の2に基づく補助金として支給されていたが、平成12年の法改正により、地方議会の調査権等を定める法第100条に第13項及び第14項としてその根拠規定が置かれたものである。

政務調査費について、法は、議員の調査研究に資する経費の一部として会派又は議員に対して交付し（法第100条第13項）、交付を受けた会派又は議員は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出する（法第100条第14項）という基本的な枠組を明示するにとどまり、具体的な交付対象、額、交付の方法等については条例により定めることとされ、各地方公共団体の裁量に委ねられている。

政務調査費についての法の趣旨は、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派等に対する調査研究等の助成を制度化することとともに、情報公開を促進する観点から、その用途の透明性を確保することにあるところ、本県議会は、これら法の趣旨を十分に踏まえ、政務調査費条例において、政務調査費に関する交付対象、額、交付の方法、用途基準、収支報告書の提出等を定め

るほか、使途の透明性を確保するため、他県に先駆け、収支報告書に領収書等の証拠書類の写しの添付を義務付けるなど、政務調査費の適正な使用を期すことに十分配慮しているものである。

施行規程は、政務調査費条例第18条の規定に基づき、手続上必要となる各種様式を定めるほか、政務調査費の適正な使用を確保するための使途基準の明示、旅費の計算法あるいは事務所費等の按分方法を定めるなど、政務調査費条例を施行していく上で必要となる具体的な事項を明らかにしたものであり、正に、法及び政務調査費条例の趣旨に則ったものであって、施行規程が法及び政務調査費条例の趣旨に反し、違法であるとする請求人の主張は当たらない。

ロ 第3-2-(2)に関する見解

まず、平成13年10月16日付けで全国都道府県議会議長会から通知のあった「政務調査費の使途の基本的な考え方について」は、全国都道府県議会議長会が設置した検討委員会（平成12年度全国都道府県議会議長会理事の事務局長で構成）の検討結果を報告するものであり、本通知内容の性格は、通知中にあるように、「政務調査費の具体的な使途については、各県における会派や議員の政務調査活動の実態により異なること、政務調査活動とそれ以外の議員活動が混在している場合等の按分率などは個々の活動実態により判断すべきであること、などから全国一律の基準を設定することは無理があり、逆にそのことにより本制度の趣旨にそぐわないこととなるおそれがあるため、具体的問題事例についての基本的な考え方を示すにとどまり、あくまでも、各議会における運用に際しての一つの判断材料を提供することとした。」というものであって、請求人が引用する考え方との相違をもって、施行規程が法及び政務調査費条例に反することにはならない。

なお、この報告では、自動車を政務調査活動に使用する場合について、「政務調査活動に自動車を使う際の費用は、交通費として考えるべきである。したがって、実費としてのガソリン代を支給することはできる。なお、自動車利用の場合、政務調査活動に使ったガソリン代を厳密に算出することは難しいこと、また目的地域内の交通費等少額の支出証明等が調製しにくい等もあり、これらについて旅費条例による定額旅費を支給する方式を採用することもやむを得ない、とする意見もあった。その場合には、定額部分に含まれる経費を明確にしておく必要がある。」という考えも示しており、請求人が本件報告を引用し主張している考えのみが示されている訳ではないことを付言する。

また、旅費は、「費用の弁償」（法第203条第3項）としての性格を有すると解されるところ、この費用弁償について、判例は、「あらかじめ費用弁償の支給事由を定め、それに該当するときには、実際に消費した額の多寡にかかわらず、標準的な実費である一定の額を支給することとする取扱いをすることも許されると解すべきであり、そして、この場合、いかなる事由を支給事由として定めるか、また、標準的な実費である一定の額をいくらとするかについては、費用弁償に関する条例を定める当該普通地方公共団体の議会の裁量判断に委ねられていると解するのが相当である。」（最高裁平成2年12月21日第二小法廷判決）として

いることから、実態に応じて、標準的な実費である一定の額とすることも、条例を定める地方公共団体の裁量の範囲として、許されているものと考えられる。

本県議会は、政務調査費条例第13条第2項における「実費に代えて、議長が別に定める方法により算定した額によることができる」との規定を受け、施行規程で旅費の簡便計算方法を定めているものであるが、これは議員の活動実態を考慮したことによる。

すなわち、議員の政務調査活動には、県政に反映させるため地域の人々の意見を聞いたり、また具体的な活動成果や県の対応状況等を伝えたりする活動があり、これらは議員活動の中でも重要かつ中心的なものとなっており、日々の活動のうちこれらの占める割合は非常に高いものとなっている。

これらの活動は一日のうち数度にわたって行われることがあり、その移動手段は主に自家用車による場合がほとんどであって、駐車場利用や高速道路使用が複数回になることもあり、また政務調査活動に使用された車のガソリン代等の実費算出は非常に困難である。

このような実態にかんがみ、事務処理が煩雑になることを防ぎ、政務調査活動の効率性を担保するため、実費に代えて簡便計算方法により算出した定額によることができるものとしたものである。また、その際の定額は、議員に対する実態調査を実施した上で、標準的な額を割り出したものである。

以上、施行規程に定める簡便計算方法は、法及び政務調査費条例の趣旨にのっとり、裁量の範囲内で合理的に定めているもので、違法なものであるとの請求人の主張は当たらない。

八 第3-2-(3)に関する見解

政務調査費条例第13条第7項及び第8項には、収支報告書に領収書等の証拠書類の写しの添付を義務付けること、また領収書等の証拠書類を取得することが困難な場合には、会派又は議員自らの責任による支払証明書をもってこれに代えることができる旨規定しており、これにより、政務調査費に関する用途の透明性を高めて、県民に対する説明責任を果たし、政務調査費の適正な使用を期すこととしている。

領収書は、実際に金銭が授受されたことを証明する意味を持つものであり、領収書に代えることができる支払証明書においては、領収書と同程度の内容を示すことが求められると考えられる。領収書には、通常、金額、日付、相手方、発行者、ただし書として用途などが記載されるが、施行規程における支払証明書の様式では、これらと同程度の内容を記載するよう定めており、記載すべき事項が不十分で、政務調査費条例の趣旨を全うしておらず、違法であるとの請求人の主張は当たらない。

(2) 別表第2に掲げる各支出について

会派等に説明を求めたところ、次のとおりである。

イ 移動距離が短い旅行の旅費

自由民主党・県民会議に係る番号(別表第2に掲げる番号をいう。以下同じ。)32、33及び34については、いずれも県政に関わる事項について調査研究のため自家用車で現地に赴いたものであり、施行規程別表第2に基づいた処理である。

同じく番号2については、徒歩で移動したものであり、簡便計算方法はあくまで自家用車使用に限定されるものと解されることから、計上は経理上の誤認識であり、収支報告から削除して、当該費用を返還する。

フロンティアみやぎに係る番号1については、若柳町ドリームパルで開催された若柳町国際交流協会総会に出席し、地域の国際交流のあり方の協議等を行ったものであり、使途項目及び移動距離を誤って記載したものである。使途項目を調査研究費に、移動距離を6kmに修正する。

民主フォーラムに係る番号3から31まで(15、20及び25を除く。)については、自宅事務所を中心に、地域のコミュニティ、地域振興、防災、防犯を中心に政務調査の活動を展開したものである。目的地は、東勝山地域、東勝山集会所、水の森児童館、北仙台小学校、北仙台中学校である。番号15については、目的地を本町としており、移動距離1kmは誤りであるので12kmに修正する。これは、県庁舎においてグリーンツーリズム研究会に参加し、意見交換等を行ったものである。番号20及び25については、目的地を本町、移動距離を12kmに修正する。20については県庁舎においてグリーンツーリズムの連絡調整を行ったもの、25については県庁舎において芸術文化についても教職員の研修の対象とすべきとの要望を受けたものである。なお、番号3から31までの交通手段は、いずれも自家用車で移動した。

ロ 地域の行事への儀礼的な出席に係る旅費

自由民主党・県民会議に係る番号35から57までについては、いずれも儀礼的な出席ではなく、調査及び関係者との意見交換を行っている。なお、番号49の日付については、4月20日の誤りであるので、そのように修正する。

同じく番号58については、湊浜地区移転30周年を機会に区長、地区役員等と急傾斜地や県道について調査及び意見交換を行っている。その日付けを8月7日としたが、8月29日の誤りであったので修正する。番号59については、要害地区夏祭りの機会に区長、地区役員等と急傾斜地について調査及び意見交換を行っている。番号60については、亦楽地区夏祭りの機会に区長、地区役員等と防災対策、LNG対策について調査及び意見交換を行っている。番号61については、「亦楽区民夏祭り大会」としたが、これは誤りで、多賀城市内において銃剣道の役員と国体参加、スポーツ振興について調査及び意見交換を行っているので、そのように修正する。番号62については、汐見台地区夏祭りの機会に地区区長、役員と汐見台地区の交番、信号機等について調査及び意見交換を行っている。番号58から62までは、使途項目を会議費としたが調査研究的性格がより強いので、使途項目を調査研究費に修正する。

同じく番号99については、セレモニーでの役割はなく、山形県議会議員、県

土木事務所や観光課の職員と意見交換・情報交換を行った。なお、金額 9,000 円については、同日夕方に仙台市内で開かれた研修に参加し、移動距離 185 km であったので 20,500 円となる。これを研修費に 11,500 円、残額 9,000 円を調査研究費に計上した。

フロンティアみやぎに係る番号 63 から 81 までについては、いずれも儀礼的な出席ではなく、調査及び関係者との意見交換を行っている。

社民党県議団に係る番号 82 から 84 までについては、街頭から、地域住民に県政への思いを語り、県政報告を行ったものである。使途項目を調査研究費としたが広報費が適切であるので、そのように修正する。同じく番号 85 から 91 まで及び 94 から 98 までについては、いずれも儀礼的な出席ではなく、調査及び行政関係者、区長、労働者、企業関係者、建築士、学校関係者等との意見交換を行っている。同じく番号 92 及び 93 については、使途項目を研修費としたが、セミナーなどではないため調査研究費として処理することが適当であるため費目を変更する。92 については企業訪問と交通労働者から生活バス路線の現状を聴取したもの、93 については日教組職員から教育施策に係る国の動向や障害児教育についての考え方を聴取したものである。

八 高校野球甲子園大会応援に係る旅費

フロンティアみやぎに係る番号 100 及び 101 については、試合前日に甲子園出場実行委員会主催の懇談会に出席し、高校の選抜甲子園大会のあり方及び支援について意見交換をした。地域における高校の甲子園出場は、選手並びに地域の人々に勇気と誇りを与えるものであり、高校スポーツのあり方を議論する上で大変重要なことであり大会のありようをつぶさに調査した。高校生のクラブ活動の実態並びに全国大会の実態、少子化時代の中での地方の高校の団体競技、クラブ活動についての様々な問題も調査した。又選手ならびに家族、学校生徒に大きな負担を与えるものであり県民への負担も大きく大会そのもののあり方にも警鐘を鳴らすものである。それらを含めて調査研究した。当チームは勝ち進んだので、引き続き出席し、特に負担と意義について選手の両親、学校の生徒、PTA、支援グループの話を十分聞き調査をした。選手、学校、保護者など 1 回目とは異なる状況が発生し、全く同じ調査研究とは思っていない。しかし、「議員活動であっても政務調査に当たらないのではないか」との指摘があり、その意見も大切にして、会派で協議を重ねた結果、2 回分全てを返還することにした。

同じく番号 105 については、平成 17 年 3 月 24 日に大阪府内の図書館において情報公開に関する図書を借りて調査研究を行い、翌 25 日は甲子園に行き、地元一迫商業の野球応援とスポーツ振興の調査研究を実施し、翌 26 日は、東京都内において「21 世紀 分権時代における地方議会のあり方」をテーマにした勉強会に参加して調査研究をした。なお、当該議員は平成 18 年 1 月 28 日に急逝しており、詳細については回答することができない。

社民党県議団に係る番号 102 から 104 までについては、会派として、議員活動ではあっても政策形成に資するという意味での政務調査活動とは言えないと

の結論となったため、収支報告から削除して、当該費用を返還する。

二 2日続きの往復旅費と宿泊費

自由民主党・県民会議に係る番号106から136までについては、いずれも適正な支出である。宿泊した日は、宿泊料の領収書の日付の前日である。したがって、宿泊料の領収書の日付の翌日の旅行は宿泊と関連しない。また、宿泊の当日及び翌日について旅費を計上しているものは、いずれも支払証明書に記載した移動距離の旅行を行っている。宿泊料又は旅費を計上した日には、それぞれ関係者等の意見交換又は調査を行っている。

ホ 国会議員等の後援会参加費

公明・21世紀クラブに係る番号137から140までについては、井上衆院議員、石橋県議、しまなか仙台市議の政治報告会に出席し、三議員並びに参加した県内経済界の方々と、今後の県政のあり方や課題に対して意見を交わした。特に県内経済の現状と県への要望を聴取し、県政への反映に活かす事が出来たと考えている。政務調査費としての支出については、報告会参加の必要経費として会議費として計上する事が適当と判断したが、施行規程別表第1の規定等を踏まえて、全額を返還することとする。

へ 3議員共同の「仙台宿泊所」の経費

自由民主党・県民会議に係る番号141については、自宅が県議会から遠く、議会開会中や仙台での会議打ち合わせのためにほとんどの場合、議員宿舎に宿泊していたが、平成14年に廃止された。その後も宿泊する機会が多いので、ホテルなどの利用では費用が多額になることから、経費を節約するため、市内のアパートを事務所兼宿泊所として借り上げ利用している。議員活動の利活用なので全額計上している。

同じく番号142については、政務調査や公務時の宿泊、政務調査の事務作業所として使用している。仮にホテル等に宿泊する場合、最低でも5,000円から8,000円ほどかかり、遠方議員で政務調査等における宿泊頻度が高いため、議員宿舎廃止後宿泊経費節減のため、同僚議員3名で一区画を利用している。ホテル等を使用する場合よりも金額的に相当安価なため100%計上している。

同じく番号143については、専ら政務調査や公務時の宿泊、政務調査の事務作業所として使用している。仮にホテル等に宿泊する場合、最低でも5,000円から8,000円ほど一泊でかかり、遠方議員であり政務調査等における宿泊頻度が高いため、議員宿舎廃止後、宿泊経費節減のため、似たような事情の同僚議員3名で一区画を利用している。アパート一区画を共同利用するのがホテル等を使用する場合よりも金額的には相当安価なため、100%を計上しているものであり、このような経費節減の努力に対しなぜ批判が為されるのか理解に苦しむ。

なお、番号141から143までにおいて、「議員活動」とは後援会等の政治活動や政党活動を指すのではなく、議員としての身分に基づく調査等を意味して

おり、「公務上」との文言は「議員活動」と同じ意味で用いている。当該宿泊所はアパートの賃借である。月平均するとその費用は3万円強である。便宜的に3万円とするが、100%計上が適切でないとする、1ヶ月中2回政務調査目的で宿泊し他の使用は宿泊の事実を含めて存在しない場合は100%計上(宿泊単価15,000円)でき、8回政務調査目的で宿泊し2回私的利用等で宿泊した場合は按分すべき(宿泊単価3,000円×8回)というような理解となり、一般的に考えてナンセンスな話である。本費用項目は通期で義務的に発生する経費である。全ての費目について政務調査目的だから無条件に100%できる、などとは到底考えないが、少なくともこのケースでは政務調査費用の低減(ホテル等よりも安く運用しやすい) 借り上げの目的が本来的に政務調査に資するためのもの 宿泊頻度の高さ 借り上げの性質上通期的かつ義務的に発生する費用である、などの理由から100%計上することは妥当であると考えられる。

ト 36人の議員に係る事務所費、事務費、人件費等

自由民主党・県民会議に係る番号144については、コピー機は政務調査以外に使用することはなく、住民への説明報告等の資料の作成に使用しており、12月に補充したトナー代を100%計上している。番号145については、番号144と同一の事由で、11月に購入したコピー用紙代を100%計上している。

番号146については、事務所運用については100%政務調査に使用しているので、家賃を含めて電気料、灯油代、ストーブ代等を100%計上している。なお、領収書については便宜上後援会名で発行されていたものである。番号147については、政務調査の上で必要な県政懇談会の開催の連絡案内に使用するN T T・日本郵政公社の費用を計上している。領収書の宛名については、146と同じである。番号148については、調査補助員の実支給額の4分の1を計上している。

番号149については、電話は、ファックス専用を含め3台を設置しており、家庭専用の1台を除いては、専ら政務調査並びに議員活動に使用しているので、100%計上しており、携帯電話については、ごくわずか私用に使う場合もあるが、100%計上している。通信費については、行事や出席要請が重複する場合が多いためレタックスや封書の連絡費用を100%計上している。コピー機メンテナンスについては、政務調査並びに議員活動に専ら使用しているもので100%計上している。事務用品については、専ら政務調査活動や事務に関する用品の購入代である。番号150については、毎月10～15回車の運転や情報の収集、事務的な作業を手伝っていただき、1カ月5万円を上限にお願いしている。被支払者の行為は政務調査補助(運転) 政務調査活動の一部受託による補助(情報収集) 調査活動や資料の整理における補助(事務作業)であり、全て政務調査に関連している。労働量に対し常識的に判断して上限50,000円とした支払金額自体は相当安価であり、それ以上の部分はボランティア的なものと被支払者に了解を得ている。よって100%計上を行ったものである。番号151について

は、個人の分と会長をしている名取市観光協会の分の2台を一緒に購入したため、議員個人の分も協会宛の領収書になった。その領収書は訂正する。

番号152については、事務費（文具、切手、フィルム、コピー用紙等）は、政務調査及びそれに付随する作業に必要なものとして購入し、すべて政務調査に関する目的に使用している。後援会活動など政務調査目的以外の同様の事務費については、別途支出している。番号153については、事務費（椅子、机、棚）は、政務調査及びそれに付随する作業に必要なものとして購入し、すべて政務調査に関する目的に使用している。後援会活動など政務調査目的以外の同様の事務費については、別途支出している。番号154については、政務調査専用のパソコンが故障し使用できなくなったために、新たに購入したもので、議会の質問原稿の作成や調査資料の作成など政務調査のための専用機として使用しているため100%計上している。後援会活動など別目的については、別のパソコンを3台使用している。番号155については、ファックスは政務調査専用のレーザープリンターとして購入したものであり、ファックス機能は付随的なもので、政務調査専用のパソコンにつないで政務調査専用のプリンターとして活用しているため100%計上を行っている。なお、政務調査以外の目的については、別のファックスを別途使用している。

番号156については、秋葉けんや後援会として送付したものではなく、宮城県議会議員秋葉賢也として送付したものであって、宮城県行財政の詳細を県民に報告することを目的に県政報告を送付したものである。そもそも今回添付された事実証明書29の封筒などの内容物の写しは、別途の手続きで送付されたものである。改めて説明すると、事実証明書29に添付された1月10日付けの領収書の中で送付されたものではない。政務調査費をもって発送した封筒とその中身については、既に1年以上が経過していることもあり、現物そのものはどちらも既に手許にはない。当時、封筒は3種類のものを作成していたが、事実証明書29に添付された封筒はたしかにこの中の一つである。一方、同封した中身は、宮城県行財政の近況報告文とさらに具体的な政策・活動に関するレポートだったと記憶している。具体的には、宮城県議会議員に就任して以来、毎月定期的に発行している政策・活動レポート「サポーターズタイムズ」に掲載したものを参考に編集したものである。この参考資料としたサポーターズタイムズはホームページ（www.akiba21.net）にもアップしているので閲覧することができる。「別途の手続きで送付された」領収書の提示については、事実証明書29は後援会活動として送付したものであり、基本的には、名刺交換をした人などに随時、不定期かつ日常的に送付しているものである。また、実務的には、まとめて複数通送することもあれば、買い置きしている切手で支払うこともあるなど様々であり、事実証明書29を送付した際の領収書を特定することは事実上不可能だと認識している。

番号157については、コンピューターの利用は議会の原稿作成・資料の作成や保存・県政報告書等の作成以外は殆ど利用することがないため、80%を計上している。按分を80%としたことについては、一部にプライベートなデータなども保存しているためである。番号158については、シーリングは専ら政務調

査用として使用している部屋の照明器具交換のため、レーザープリンターは、県政報告書送付のためのタックシール打ち出し等、大量に白黒印刷する際に必要なプリンター（政務調査活動用）として購入したため、携帯電話については専ら政務調査に使用するために購入したため按分率を100%にした。携帯電話は、購入した月（3月）は携帯電話使用料を適切に按分できないと判断したため計上していない。

番号159については、個人的なインターネットについては、NTT回線を利用しているが、計上しているインターネット使用料は、KDDIエアールと契約し政務調査活動に100%活用している。また、事務用品代については、純粋に県政報告会などで使用した消耗品だけを計上していることから、100%を計上している。

番号160については、事務所にコピー機を2台設置し、政務調査用と後援会用に使い分けをしており、コピー機チャージ料を100%計上している。ただし、領収証が後援会宛となっていたのは、便宜上の取扱いであって、支出自体は適正なものであるが、誤解を招かないように、今後改善する。用紙の購入に関しては注文のつど後援会用と政務調査用に分けている。

番号161については、事務所運用は政務調査並びに付帯事務に用いられており、地元事務所は月に3回ほど後援会関係者がそのスペースのみを使用するが、それ以外には他目的の利用はない。従って各種事務機器が政務調査関係以外で使われることは無いと認識している。コピー機印刷代、固定電話代については、事務所設置のものであり、100%計上を行っている。文具・用紙・OA用品については、専ら政務調査や付随する作業に使用している。パソコンについては、政務調査のために購入したもので、後援会用など別目的については別のパソコンを使用しているため、100%計上を行っている。

番号162については、4月のホームページは後援会の会員に依頼し作成した。内容は、県政の報告と意見・要望の募集のためのものであり、政務調査のみの目的である。しかし、当該会員から、後援会のコーナーなどを同じホームページに便乗した形で作成したい旨の要請があり掲載されたが、支払いに係る金額にその分の作成料は含まれていない。

番号163については、固定電話については自宅事務所用との認識で100%を計上、携帯電話は非通知設定にして議会関係用として限定的に使用しているため100%を計上している。コピー機点検基本料であるパフォーマンス代とNHK聴取料は共に事務所使用分として100%を計上し、その他の事務用品は、政務調査活動付帯事務費、政務調査活動関連作業費用として計上した。なお、固定電話について「自宅事務所用」であっても、発信時の私的使用はまずないため、100%計上したものである。またNHK受信料については別事務所設置時からのものであったため100%計上をしたものである。仮に両者について私的使用がごく僅かでもなかったのか、と問われればごく僅かにもなかった、とまで言えないとも考え、監査上の指摘や指導があればそれに従うことも考える。

番号164については、固定電話は事務所に設置しており、政務調査並びに付

帯事務に用いている。番号165については、パソコン、政務調査に必要なものとして購入し、その目的だけに使用している。番号166については、ファックスは、政務調査に必要なものとして購入し、その目的だけに使用している。番号167については、携帯電話の私的利用は殆どない。

番号168については、被支払者は議員が代表取締役を務める会社の事務職員として勤務しており、毎月定額 50,000 円の負担で政務活動に協力していただいているものである。議員は自家用車の運転はしないため、被支払者の仕事は主に車の運転受託を主とした政務調査補助である。議員が営む私的事業の運転も行っているが、議員としての政務調査も日常的に行うため被支払者に政務調査における移動時に運転を委託している。日常活動における政務調査の比率は相当高いものであるが、事業者より別途給与が支給されていることもあり給与に比して低い割合であるが定額 50,000 円を人件費として支払っているものである。

番号169については、固定電話を2台及びファックスを1台設置しており、内1台を政務調査及び付帯事務に使用しているため、100%を計上している。携帯電話については私目的利用は殆どない。電話機2台中の内1台を政務調査専用で使用しているため計上する必要もなく、100%計上を行っている。番号170については、政務調査関係で使用している事務所はスペースがとても狭く、会議等、後援会活動に殆ど使用していない。したがって、光熱費は基本料金の範囲なので100%計上した。なお、冬期間使用する、灯油、ストーブ等暖房費は計上していない。事務所は政務調査活動を行うために設置したものであり、使用実態についても同様である。仮にごく僅かに他目的の使用があったとしても使用実態からして専ら政務調査に関する事務所使用である。「基本料金の範囲内なので100%計上」については、事務所の設置目的が政務調査のためであり、設置によって義務的に発生する経費である、事務所の使用実態、という点により100%計上を行っている。番号171については、政務調査に関して2人に補助をいただいているが、1人月 30,000 円で2人分として月 60,000 円を支払っているが、その内政務調査費で月 40,000 円を計上している。被支払者には、事務所業務に関わらないところで政務調査活動とは別の仕事を若干量お願いしているが、被支払者の仕事量の大部分が政務調査活動関係であるため、人件費の3分の2に政務調査費を充当している。

フロンティアみやぎに係る番号172については、政務調査のため、市役所近くに県政相談所を開き、事務職員を置いており、そのための事務費であり、全て政務調査分である。後援会活動は議員本人が担当し、自宅において事務を執っており、県政相談所は使用しておらず、職員も関わっていない。番号173については、政務調査のため、市役所近くに県政相談所を開き、その事務職員の人件費であり、事務職員は政務調査に係る事務についてのみ担当しており、後援会活動は議員本人の担当である。

番号174については、事務用品、パソコンプリンター、文具等全て政務調査に係る費用であって、個人的使用はない。IP電話については、政務調査以外に

使用していないが、基本料金等を考慮して80%を計上した。IP電話は、インターネット回線を使用する電話であり、インターネットを個人的に使用する場合は若干あるので按分をした。その他の事務用品は、政務調査以外には使用していない。

番号175については、郵便代は政務調査費関係分と個人事務所分とに振り分けて計上している。事務用品代コピー代についても政務調査費のみであり、個人の事務用品代と区分して購入し経理処理している。

番号176については、コピーリース代は支払証明書のある月の支払いを、事務用品については、政務調査活動のみの使用を計上した。番号177については、政務調査活動のためパソコンを購入して事務の効率化等を図ってきた。パソコンの使用範囲は政務活動の記録等、100%政務調査に使用している。番号178については、政務調査活動のためデジカメを購入して使用しており、他用途には使用していない。番号179については、番号178で購入したデジカメが、東京で政務調査中に落とし、使用不能になったことから、新たに購入した。番号180については、政務調査活動において収集した資料、資料用図書を収納するために購入した。

番号181については、デジカメは調査のためいつも持参する必要があり購入した。DVDは、一般質問、代表質問、予算総括等、全部ビデオやDVDにおさめ、これらの調査研究等を行うため購入した。郵便代、郵送料、その他事務用品購入については、政務調査関係分のみを計上した。DVDの録画については、各種質問の知事答弁の分析検討や、各地区での県政報告会等において録画を放映して利活用し、調査研究に役立てた。

番号182については、郵便代は、政務調査費関係分と個人事務所費分とに振り分け、政務調査費関係分のみ計上した。後援会名宛の領収書が報告書に添付されているのは、経理担当者への指導が徹底されておらず、領収書受領の際にあて先が「政務調査費関係分」と「後援会事務所費関係分」の区分けが曖昧になっており、「政務調査費関係分」についても後援会事務所宛になっていたものがあったが、領収書を見て個別に判断し、「政務調査費関係分」に該当するものについては、政務調査費に計上していた。一方、「後援会事務所費関係分」の郵便料は、後援会の収支報告書において107,512円を計上して経理しており、実態に基づいて処理している。また、計上した事務用品代については、政務調査費分のみで、個人の事務用品代と別々に請求されそれぞれ支払いし、経理処理している。

番号183については、インターネットプロバイダー、トナーカートリッジ(FAX用)、コピー機リース代、コピーキッド代、電話機リース代及びシュレッダーについては、事務所に備付けの備品並びにリース機であり、専ら政務調査専用で使用している。カメラについては、政務調査専用であり、事務用品、切手及びハガキについては、政務調査用を計上している。

民主フォーラムにおける事務費計上については、電話代については自宅用なのか政務調査用なのか判別できないため、50%の按分率としている。その他の事

務費については、政務調査に係る事務費のみ計上することとしたため、按分率が100%となった。したがって、コピー代についても資料作成・資料研究の政務調査のみに使用している。

番号184については、固定電話は事務所専用電話であり、政務調査として使用しているため通話料を100%計上した。携帯電話も政務調査のための通話料として100%計上した。文具は、政務調査に使用するものの文具代を100%計上した。ファクシミリは政務調査に必要不可欠であり、ほぼ定例会ごとに一般質問を行っていることもあり、一般質問のための県政に対する意見や各分野からの情報収集や資料作成、資料収集、県政報告作成等の政務調査用として使用しており、リース代を100%計上した。コピーは政務調査に必要不可欠であり、ほぼ定例会ごとに一般質問を行っていることもあり、一般質問のための情報収集や資料作成、インターネットの資料収集、県政報告作成等の政務調査用として使用しており、リース代を100%計上した。なお、4月分の電話代100%について、6月7日にグリーン・ツーリズムの「みやぎ・水・土・里（農村）とまちのいろり端会議～スローなひととき～」を県のむらづくり推進課と協働で開催するための連絡や企画、調査のために100%計上した。番号185については、文具は、政務調査に使用するものの文具代を100%計上した。ファクシミリは政務調査に必要不可欠であり、ほぼ定例会ごとに一般質問を行っていることもあり、一般質問のための県政に対する意見や各分野からの情報収集や資料作成、資料収集、県政報告作成等の政務調査用として使用しており、リース代を100%計上した。コピーは政務調査に必要不可欠であり、ほぼ定例会ごとに一般質問を行っていることもあり、一般質問のための情報収集や資料作成、インターネットの資料収集、県政報告作成等の政務調査用として使用しており、リース代を100%計上した。ホームページ作成費及びインターネット料については、ホームページ、インターネットを通じて、県民から県政に対する意見や提言が寄せられる。また、ホームページでは、民主フォーラムの活動報告を行っており、ホームページやインターネットは、県民と議員をつなぐツールとして情報収集や資料作成、資料収集、県政報告として政務調査用として使用しており100%計上した。

番号186については、会派として政務調査費に使用したのみの事務費を実費計上することとしたため100%とした。番号187については、事務所は、倉庫と兼用の事務所（プレハブ）であり、専従職員もおらず政務調査の資料作成や資料研究のためにのみ使用している。後援会活動の事務については、自宅で行っている。電話代は、後援会活動もあり50%の按分率としたが、コピー代は雑誌の資料コピー、書籍資料のコピー、新聞記事のコピーなど資料作成、資料研究のみに使用した。また、光熱水費についても事務所にて資料作成や資料研究をした時の経費のみである。

番号188については、自宅、事務所、携帯等電話については50%の計上とし、その他事務用品、文具、インターネット、事務連絡用切手代等政務調査実施に伴う実費として100%計上した。

番号189については、会派として政務調査費に使用したのみの事務費を実費

計上することとしたため100%とした。万年筆については、議会活動以外にも学会出席やシンポジウムのパネラーなど日常活動の多くを県政調査に関係した公共政策の研究報告、提案に当てている。質問原稿だけでなく、多様な執筆活動に日常的かつ長く使用する筆記用具として自らのくせ字を考慮して手作りのものを購入したものである。(パソコンも使用するが、携帯できず、また、原稿は万年筆で書くことを習慣にしている。)デジカメについては、現在、県政に係る公共経営のあり方や公共政策のため、東北大学院の研究会や数多くの学会に入会し、研究会やセミナーなどに参加している。学会やセミナー、シンポジウムにおける発表は、パワーポイントを用いてなされるのが通常であり、他の研究者が発表の際使うグラフや表などの資料を撮影するために必要なため購入したものであり、後援会活動のためではない。

番号190については、会派として政務調査費に使用したのみの事務費を実費計上することとしたため100%とした。平成16年6月27日支出の「TVインターホン取付料」については、領収書を一括保管したため、誤って政務調査費事務費として計上してしまったので、収支報告書を修正する。また、平成16年12月5日支出の「録画、DVD」については、広報委員会に所属しており、「ハロー県議会」の放映前の編集内容をチェックするために購入したものである。

番号191については、政務調査広報作成に使用した消耗品や政務調査研修等について広報しているホームページ及び資料の作成に必要なスキャナーの購入代を計上した。番号192については、政務調査のため行った研修を広報したときの郵送料である。番号193については、政務調査資料を収める書棚を購入したものである。

番号194については、会派として政務調査費に使用したのみの事務費を実費計上することとしたため100%とした。ただし、印刷機については、後援会において平成15年3月25日に519,750円で購入し、60カ月使用することとした。1ヶ月の使用料は8,662円となるが、そのうち政務調査費から毎月4,000円(按分率約1/2)を負担している。

社民党県議団に係る番号195から199までについては、政務調査に該当する分の領収書は収支報告に必要なため保管していたが、そのほかの分は保管の必要を感じなかったため総額を明示することが困難である。政務調査に使用したものと認識しているが、全体を明示できないことから誤解を生じることが無いよう施行規程第8条第2項を準用し、二分の一の按分処理する。よって差額分を返還する。

公明・21世紀クラブに係る番号200から202までについては、会派として平成17年度分の事務所費・事務費について按分比率50%とする事に決定したことに伴い、遡って平成16年度分も同様の比率を適用する事となった。したがって比率を超える金額を返還する事としたい。

番号203については、按分率を100%としているとの指摘であるが、そう

した事実はない。浄化槽契約金及び灯油代についても50%按分で計上している。ただし、提出した領収書には光熱費のように按分の額を記入しておらず、全体の収支報告額で50%の計上としているため、分かり難くなったと思われる。

無党派百足健一議員に係る番号204については、事務所の事務諸経費の中で政務調査費のみに係る支出を計上した。事務所の諸経費は事務用品や接客費、維持管理費、連絡費など多種、多様に渡っており、少額のものも多くあり全ての領収書はとっていないが約年間30万円前後と推定される。番号205については、事務所を賃借しており、その家賃月額150,000円のうち約1/3にあたる50,000円を政務調査費から支出しており、領収書の金額は按分後の額となっている。番号206については、事務所の活動のため事務員を1名雇用しており、年額給与2,361,611円のうち約1/3弱の720,000円を政務調査費から支出しており、領収書の金額は按分後の額となっている。なお、事務所では後援会の事務も行ってあり、その全体事務の中で政務調査に係る経費として後援会2/3、政務調査1/3の事務費として事務所費及び人件費を按分し出費している。

チ 書籍の購入費

自由民主党・県民会議に係る番号209（ゼンリン住宅地図）については、政務調査のために購入したものであり、適正な支出である。購入時点で、衆院補選の有無は確定しておらず、ましてや立候補する意志もなかった。

同じく番号210については、9種類の書籍2～10冊、7種類の報告書、資料等1～3部をその都度送付してもらい、調査研究に活用したものである。複数部の著書・資料は、事務所と自宅保管のほか、地域リーダーとの政策討議に活用した。支払いは、個別にではなく、一括して10万円に値引いてもらった。

フロンティアみやぎに係る番号207及び208（辻邦生全集）については、フランスで発見された16世紀当時の日本について書かれた古文書を訳した長編歴史小説で芸術選奨新人賞及び近代文学賞を受賞した作品並びに毎日芸術賞、イタリア政府から功労勲章を受章した作品など歴史の転換期を生きる人物に新たな光を与え、人間存在の本質を鋭く探る歴史小説であることから、一般質問などを作成するための参考資料としたものと考えられるが、議員の急逝により詳細については回答することができない。

リ 県政報告会、県政報告紙関係の経費

自由民主党・県民会議に係る番号211から214までについては、いずれも適正な支出である。番号211に係る会場借り上げ料の総額は319,066円、番号212に係る案内状印刷費の総額は188,270円であり、按分により、その2分の1を計上した。この残額と会費収入額は政治資金団体の収支に計上して適正に処理している。県政報告会は、参加者との質疑応答などもあり、政務調査活動上、重要な内容を有している。主催者が後援会、政治団体であっても、内容から見て2分の1相当額を政務調査費で処理することは、いささかも違法、不当なもので

はない。番号 2 1 3 及び 2 1 4 については、領収書記載の金額の 2 分の 1 を計上したもので、この残額と会費収入額は政治資金団体の収支に計上して適正に処理している。計上することの妥当性は、番号 2 1 1 及び 2 1 2 と同様の理由である。

同じく番号 2 1 5 については、宮城県行政の詳細を県民に報告することを目的に、議員本人が印刷、発行したものであり、100%計上は適正なものである。番号 2 1 6 についても同様に 100%計上は適正なものであり、切手購入費は、切手を購入した形をとって郵便物を郵送したためである。郵便局から要望されて切手を買った形をとっただけである。

又 資料作成費として支出された議会活動報告書作成経費

無党派系議員に係る番号 2 1 7 については、5 年間の一般質問、代表質問等をまとめ、多くの県民に議会活動を理解してもらい、資料として活用していただくために作成したものである。このため使途項目を資料作成費としたが、作成の趣旨から広報費が適切であるので、そのように修正する。また、領収書の宛先については、後援会事務局宛は単なるミスであり、個人名に修正した。配布対象については、後援会員のみならず選挙区外の住民にも広く配布しており、100%計上も適正である。

(3) 費用弁償の支給される日における政務調査費（旅費）支出の違法性について

報酬等条例において支給される費用弁償は、議員が職務を行うため要する経費に対して支払われるものであり、本会議や委員会へ出席した場合には、報酬等条例第 6 条第 5 項の別表第 3 に掲げる日額が支給されている。一方、政務調査費条例において支出される旅費は、前者とは全く別の観点から、議員の調査研究のために行われる政務調査活動に要する経費について支出するものである。

したがって、同日に、本会議等の用務を終了し、改めて政務調査活動を行った場合には、その実態に応じて政務調査費を支出していると判断しており、違法又は不当であるとは考えていない。

3 監査対象箇所等からの聴き取り

事実確認及び議長の回答を踏まえて、議会事務局について聴き取りを行った結果は、次のとおりである。

(1) 平成 16 年度政務調査費の交付及び収支報告の状況について

民主フォーラム、社民党県議団及び無党派系議員は、交付額を超える支出額を報告していたが、それぞれ次のとおり収支報告書を提出し、支出額を修正した。これに伴って、その支出額を超える分の領収書等を削除する修正を行った。この減額の修正には、別表第 2 の各支出は含まれていない。この報告書の写しは、平成 18 年 3 月 17 日付で議長から知事に送付された。

イ 民主フォーラム	平成 18 年 3 月 17 日修正	支出額	29,400,000 円
ロ 社民党県議団	平成 18 年 3 月 10 日修正	支出額	25,200,000 円

八 無会派 百足健一議員 平成 18 年 3 月 13 日修正 支出額 4,200,000 円

(2) 収支報告書の修正方法について

収支報告書の修正については、会派代表者等からの申し出により、議会事務局において事実確認を行い、議長の決裁を受けて実施している。これに伴う領収書等については、削除の旨を表示して、会派代表者が押印することとしている。

(3) 施行規程の関係について

次の事項について確認した。

- イ 請求人から提出のあった事実証明書 1 が簡便計算方法の考え方となっていること。
- ロ 事実証明書 1 の 4,614,203 円を算出した考え方には、車両関係費用価格、装備品の消耗費などが含まれていること。同じく 4,000 円を算出した考え方には、駐車料金と有料道路使用料が含まれていること。
- ハ 都道府県議会で政務調査費の収支報告に領収書等の添付を義務づけているのは 6 府県であり、宮城県以外の 5 府県は、簡便計算方法による方式を採用していないこと。領収書等の添付を義務づけていない 4 1 都道府県では、どのような方法で計算した旅費を支出しているのか不明であること。

(4) 政務調査費条例の運用状況について

- イ 収支報告書等は、会派等の会計責任者がチェックしたものを、事務局職員 2 人を 1 班とする 6 班を編制して 10 日間チェックを行った。金額の集計チェックが中心で、集計誤りは訂正してもらう。内容に関わるものは、疑問点を会派に連絡する。修正するかどうかは、議員の判断による。
- ロ 政務調査費条例第 14 条の調査、是正等の勧告及び命令の運用については、事務局における上記イのチェック等に留まる。
- ハ 政務調査費条例第 15 条の規定によれば、議長は「収支報告書を適正と認める場合」に写しを知事に送付するものとされているところ、平成 16 年度政務調査費については、送付の際の決裁に係る審査・判断は、上記イの結果を確認するに留まるものであった。

(5) 全国都道府県議会議長会の「考え方」の関係

次の事項について確認した。

- イ 請求人から提出のあった事実証明書 2 の「7 / 27」ページの考え方については、各会派とも了知していたが、「5 / 27」ページの考え方を採用する会派が多く、最終的には簡便計算方法の採用に強く反対する会派はなかったこと。
- ロ 上記「考え方」では、「政務調査費を充当するのに適しない例」、「会費として支出するのに適しない例」及び「人件費・事務所費の按分の考え方」が 5 ページにわたり記載されているが、宮城県議会の各会派としては、「各県議会における運用に際しての一つの判断材料」ととらえながらも、これによるべきであると認

識していること。

(6) 別表第2に掲げる各支出に関する回答について

平成18年3月22日付けの議長回答のうち、説明が不十分な点その他の疑問点について質疑を行ったが、即答できるものが少なかったため、改めて回答を行うよう要請した。その結果、説明に追加又は変更がなされたものがあり、前記2-(2)においては、追加又は変更後の回答を記載している。

(7) 政務調査費の返還を伴う収支報告書の修正について

次のとおり収支報告書が修正され、知事に写しが送付されて、政務調査費が返還されたことが報告された。

イ 民主フォーラムに係る別表第2番号190のうち、TVインターフォン取付料に係る42,000円については、平成18年3月20日に収支報告書の修正がなされ、同月29日に返還された。

ロ 社民党県議団に係る別表第2番号102から104までの合計87,120円については、平成18年3月27日に収支報告書の修正がなされ、同月29日に返還された。

ハ フロンティアみやぎに係る事実証明書14において、同日に2件の旅費を計上している誤りがあったため、平成18年3月23日に収支報告書等の修正がなされ、差額の7,000円について、同月29日に返還された。

4 収支報告書の修正及び政務調査費の返還に係る事実確認

前記3の聴き取りの後に、次の事項について確認を行った。

(1) 前記3-(1)の修正

(2) 自由民主党・県民会議に係る番号2、49、58から62まで及び151、フロンティアみやぎに係る番号1、100及び101、民主フォーラムに係る番号15、20、25及び190、社民党県議団に係る番号82から84まで、92、93、102から104まで及び195から199まで、公明・21世紀クラブに係る番号137から140まで及び200から202まで並びに無党派菊地浩議員に係る番号217の修正又は返還

(3) 前記3-(7)-ハの修正及び返還

第7 判断

政務調査費は、法第100条第13項及び第14項の規定を受け、政務調査費条例の定めるところにより制度化されている。その基本的な考え方としては、議会の自律を尊重し、議会自らが適正な運用を図るべきものとしており、法第100条第14項において収支報告書を議長に提出することとしていること、政務調査費条例の各規定の内容、政務調査費条例の実施細目の決定を議長に委ねていることなどが、これを明確に表している。

また、知事は財務会計を適正に執行し、不適正な場合は是正する等の責務を有し、

政務調査費についても当然にその対象となる。ただし、この場合においても議会の自律を尊重しなければならず、会派等による政務調査費の支出が適正であったかどうかについては、政務調査費条例第14条及び第15条の規定の趣旨を踏まえ、議長の判断を尊重すべきものと言わなければならない。

監査委員は、このような状況を踏まえて、監査を実施し、判断を行ったものである。監査委員の監査の対象となる機関は、知事及びその補助執行者であって、議会ではない。したがって、調査の対象となる事項は、知事に「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」が存するかどうかである。すなわち、返還請求権が発生しているかどうか、発生しているならば、請求権を行使していないことが違法又は不当かどうかである。これを次のように整理した。

まず、知事に返還請求権が発生しているかどうか、すなわち会派等による政務調査費の支出が違法なものであったかどうかについて、確認された事実、請求人の主張及び会派等の主張に基づき、政務調査費条例及び施行規程にてらして、客観的な視点から検討する。

その結果、明らかに違法と認められ、かつ、講ずべき措置の対象となる金額が客観的に明らか場合は、知事に「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」が存するというべきであるから、勧告を行う。違法と認められない場合は、請求に理由がないと判断する。

次に、上記の検討の結果、適法であると認めることも明らかに違法であると断定することもできない場合には、知事に「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」が存するということはできない。なぜなら、政務調査費条例第15条の規定により議長が適正と認めて収支報告書の写しを送付しているにもかかわらず、知事が独自に、会派等による政務調査費の支出を違法と判断することは極めて困難と認められるからである。特に、事務所費、事務費、人件費の按分については、議員の一般的政治活動や私的な活動との関連も明らかにしなければならないことを考えると、本来議員の自由と自律に委ねられるべき活動範囲にまで立ち入って調査をし、適否の判断をすることは、執行機関である知事としては、むしろこれを控えるべきである。このことは、監査委員についても同様である。会派等及び議員はそもそも監査の対象機関ではないという意味でも、監査委員の調査には限界がある。したがって、適法であると認めることも明らかに違法であると断定することもできない場合については、監査請求に理由がないと認めざるを得ない。

以上のような観点に立って判断した結果を、以下に記載する。

1 監査対象事項1について

請求人は、簡便計算方法による旅費の支出及び領収書等の写しが添付されていない支出について、当該支出に係る事項を定める施行規程が違法・無効であると主張しているため、この点について判断する。

施行規程の制定は、議会の自律を発揮する典型的な事項として、政務調査費条例第5条、第6条、第7条、第10条、第13条及び第18条の規定に基づいて、議長が行うものとされている。その内容は議長の裁量判断に委ねられているというべきであ

る。

現行の施行規程は、議長が恣意的に制定したのではなく、相当の期間にわたる各会派の検討を経て、議会の総意として制定されていることが認められる。法及び政務調査費条例の趣旨を著しく逸脱するものであるとも思われぬ。想定されていない運用が一部に見られたからといって、直ちに違法・無効ということとはできない。

したがって、施行規程の違法・無効を理由とする知事の返還請求権が発生しているとは認められない。議長に対する損害賠償請求権についても同様である。よって、監査対象事項 1 に係る請求には理由がない。

2 監査対象事項 2 について

(1) 移動距離が短い旅行の旅費

自由民主党・県民会議に係る番号 2 については収支報告から削除され、当該削除に伴う返還がなされたことを確認した。このため、法第 2 4 2 条第 1 項の措置を講ずる必要が認められない。

自由民主党・県民会議に係る番号 3 2、3 3 及び 3 4 並びに民主フォーラムに係る番号 3 から 3 1 まで（1 5、2 0 及び 2 5 を除く。）については、いずれも移動距離が 1 km 以下のものであるが、旅行の実体がある限り、施行規程別表第 2 を適用することが違法ということとはできない。

フロンティアみやぎに係る番号 1 並びに民主フォーラムに係る番号 1 5、2 0 及び 2 5 については、目的地又は移動距離が修正され、1 km 以下ではなくなった。依然として移動距離が短いものではあるが、これらも旅行の実体がある限り、施行規程別表第 2 を適用することが違法ということとはできない。

(2) 地域の行事への儀礼的な出席に係る旅費

自由民主党・県民会議に係る番号 3 5 から 5 7 まで、同じく番号 5 8 から 6 2 まで、同じく番号 9 9、フロンティアみやぎに係る番号 6 3 から 8 1 まで並びに社民党県議団に係る番号 8 2 から 9 8 までについては、施行規程別表第 1 に定める使途基準にてらして疑問があるものについて、使途項目の修正がなされた。また、各議員は、それぞれ政務調査費の趣旨に沿った調査研究費又は広報費の支出に値する活動を行った旨を主張しており、これらを否定する事由は確認されなかった。したがって、これらに係る支出を違法と断定することはできない。

(3) 高校野球甲子園大会応援に係る旅費

フロンティアみやぎに係る番号 1 0 0 及び 1 0 1 並びに社民党県議団に係る番号 1 0 2 から 1 0 4 までについては、収支報告から削除され、当該削除に伴う返還がなされたことを確認した。このため、法第 2 4 2 条第 1 項の措置を講ずる必要が認められない。

フロンティアみやぎに係る番号 1 0 5 については、会派は、生前の議員の談話や遺族からの聴き取り等に基づき、大阪の図書館での調査及び甲子園において野球応援とスポーツ振興の調査研究を実施したと回答している。議員本人が死亡している

ため、詳細は不明であるが、調査研究をまったく行っていないと断定することはできない。したがって、この件に係る支出を違法とすることはできない。

(4) 2日続きの往復旅費と宿泊費

自由民主党・県民会議に係る番号106から136までについては、宿泊した日は、宿泊料の領収書の日付の前日であること、したがって宿泊料の領収書の日付の翌日の旅行は宿泊と関連しないことが認められる。また、議員は、宿泊の当日及び翌日は、いずれも支払証明書に記載した移動距離の旅行を行い、それぞれ関係者等の意見交換又は調査を行っていると主張しており、これらを否定する事由は確認されなかった。したがって、これらに係る支出を違法とすることはできない。

(5) 国会議員等の後援会参加費

公明・21世紀クラブに係る番号137から140までについては、収支報告から削除され、当該削除に伴う返還がなされたことを確認した。このため、法第242条第1項の措置を講ずる必要が認められない。

(6) 3議員共同の「仙台宿泊所」の経費及び36人の議員に係る事務所費、事務費、人件費等（番号141から206まで）

民主フォーラムに係る番号190の中の「TVインターホン取付料」に係る部分、社民党県議団に係る番号195から199まで及び公明・21世紀クラブに係る番号200から202までについては、収支報告書が修正され、当該修正に伴う返還がなされたことを確認した。このため、返還された部分については法第242条第1項の措置を講ずる必要が認められず、また、番号195から202までについては、50%の按分処理がなされたこととなり、施行規程第8条第2項の規定に適合するものと認められる。

公明・21世紀クラブに係る番号203については、50%の按分処理がなされており、施行規程第8条第2項の規定に適合するものと認められる。

その余のものについては、施行規程第8条第2項の規定に適合することが客観的に明らかということはないが、各議員はそれぞれ適正である旨を主張している。これらの中には、適正と推定されるものもあるが、一方で、家賃、光熱水費、通信費、人件費等に係る領収書記載の金額を100%計上することや領収書の宛名について合理的な説明がなされていないもの又は100%を計上する理由に疑問があるものも少なからず見受けられる。しかし、いずれも議員の主張をまったく否定する事由も確認できないことから、これらに係る支出を施行規程第8条第2項の規定に適合しない違法なものと断定することはできない。

なお、番号156については、請求人は事実証明書29により、後援会が後援会員らにあてた郵便物を政務調査費で発送したと主張しているのに対し、議員はこれを否定している。この件については、いずれの主張も事実であると確認できないことから、当該支出を違法なものと断定することができない。

(7) 書籍の購入費

自由民主党・県民会議に係る番号209（ゼンリン住宅地図）については、議員は、政務調査のために購入したものであり、購入時点で衆院補選の有無は確定しておらず、ましてや立候補する意志もなかったと主張しており、これを否定する事由は確認されなかった。したがって、これに係る支出を違法とすることはできない。

同じく番号210については、9種類の書籍2～10冊、7種類の報告書、資料等1～3部を調査研究に活用したものであって適正な支出との議員の主張は、相当と認められる。したがって、これらに係る支出を違法とすることはできない。

フロンティアみやぎに係る番号207及び208（辻邦生全集）については、会派は、議員本人が死亡しているため詳細について回答できないとしている。政務調査活動との関連について疑問がないわけでもないが、当該書籍が政務調査活動と無関係と断定することはできない。したがって、これらに係る支出を違法と断定することはできない。

(8) 県政報告会、県政報告紙関係の経費

自由民主党・県民会議に係る番号211及び212については、要した総額の2分の1に相当する金額の領収書を取得・添付し、その金額を計上したことが認められる。経費の按分については、要した経費の総額について領収書を添付し、その中の按分による額を政務調査費として計上する方法が分かりやすいが、上記のような方法が違法ということとはできない。番号213及び214については、領収書記載の金額の2分の1を計上したことが認められる。また、主催者が後援会や政治団体であっても、内容から見て2分の1相当額を政務調査費で処理することは違法なものではないとの主張は、妥当と認められる。したがって、これらに係る支出を違法とすることはできない。

同じく番号215については県行政の詳細を県民に報告することを目的に、議員本人が印刷、発行したものであり、番号216についてはその郵送料であって、切手購入費もその一部であるとの主張は、相当と認められる。したがって、これらに係る支出を違法とすることはできない。

(9) 資料作成費として支出された議会活動報告書作成経費

無党派菊地浩議員に係る番号217については、使途項目の広報費への変更並びに議員個人宛の領収書再発行及び差し替えの修正がなされている。配布対象についても、選挙区外にも広く配布していると主張しており、これを否定する事由は確認されなかった。したがって、これに係る支出を違法とすることはできない。

以上のことから、別表第2に掲げる各支出については、そのすべてが、収支報告書の修正に伴う返還がなされ、法第242条第1項の措置を講ずる必要が認められないもの、適正な支出と認められるもの及び疑問はあるものの支出それ自体が違法であると断定することはできないもののいずれかであり、明らかに違法であると認められるものは存しない。したがって、監査対象事項2に係る請求には理由がない。

3 監査対象事項3について

監査対象事項3に係る事実関係は、第6-1-(3)のとおりである。一方で、請求人は、27人の議員と摘示しているに過ぎないので、実名を摘示した2人の議員以外の議員を特定することができない。

本来、このような請求は、監査請求の対象が特定の政務調査費の支出であることを監査委員が認識することができる程度に摘示されているとは認めがたいものであり、したがって却下を免れないのであるが、請求人の主張は、要するに、同一日における費用弁償と政務調査費の旅費との「ダブル支給」は、そのことだけで直ちに違法・不当となるというものであるとも解されるので、そのようなものとして、これを受理することとした。なお、実名を摘示した2人の議員は、27人の代表的事例としているものに過ぎないと解されるので、この2人についてのみ請求事項の特定の要件を満たしているものと認めることはできない。したがって、監査対象事項3については、一括して判断する。

第6-2-(3)に記載した議長の見解は、妥当である。費用弁償が支給される日に政務調査費の旅費を支出することが直ちに違法となるとは認められない。したがって、「ダブル支給」がなされていることのみをもって、知事に返還請求権が発生しているとは認められない。よって、監査対象事項3に係る請求には理由がない。

付言 - 議会に対する要望

監査の過程において、違法とまでは断定できないものの、県民の常識では納得しがたい政務調査費の支出が少なからず見受けられた。また、会派等が収支報告書を修正し、自ら差額を返還する例が続出した。政務調査費条例に定める指導や調査等が適切に行われていないことも判明した。よって、監査委員は、政務調査費に係る制度とその運用について第一義的な権限と責任を有する議会に対して、次のことを要望することにした。

- 1 施行規程別表第2の簡便計算方法について、移動距離と支出額の算定基礎を検討すること。
- 2 事務所費・事務費・人件費の按分について、施行規程第8条第2項の規定の趣旨に沿い適切に対処すること。特に、100%を計上するに当たっては、同項ただし書きに定める「もっぱら政務調査費に係る経費に充てた」理由を合理的に説明するよう努めること。
- 3 各会派は、政務調査費条例第11条による所属議員の指導・監督を徹底すること。また、議長は、政務調査費条例第14条による調査・指導・監督等の権限に基づき、政務調査費の適正な運用を期すること。